

2021年5月10日

東海会 会員・準会員 各位

緊急事態宣言発令の期間
東海会事務局一時閉鎖のお知らせ

日本公認会計士協会東海会
会長 久松 但

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より当会会務にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染者の増加により、4都府県に加え愛知県にも5月12日から緊急事態宣言が再発令されることが決定しました。

政府の要請および協会の会務運営方針に則り、愛知県に緊急事態宣言が発令されている期間は、事務局スタッフは全員在宅勤務とし事務所を閉鎖させていただきますこととなりました。

そのため、期間中のお問合せにつきましては、メールでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

東海会事務局（代表 E-mail：tokai@sec.jicpa.or.jp）

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【期間】（5月12日から）

愛知県に緊急事態宣言が発令されている期間中

以上